書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第４９２号
熊本県菊池市泗水町豊水3128番地１
破産者　株式会社荒木組
異議申述期間　平成22年３月12日まで
平成22年１月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４９３号
熊本県菊池市泗水町豊水3128番地１
破産者　株式会社共和商事
異議申述期間　平成22年３月12日まで
平成22年１月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４９４号
熊本県菊池市泗水町福本925番地12
破産者　荒木　　武
異議申述期間　平成22年３月12日まで
平成22年１月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３３０号
熊本県宇城市小川町北新田643番地の４
破産者　井澤建設株式会社
異議申述期間　平成22年３月12日まで
平成22年１月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８２号
福岡県田川市大字奈良230番地４
破産者　岩﨑　京一
異議申述期間　平成22年３月23日まで
平成22年１月22日　福岡地方裁判所田川支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第４６２号
愛知県一宮市多加木１丁目21番１号　コーポ中道東201号
破産者　岩田　春雪
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５００号
愛知県江南市山尻町朝日65番地
破産者　佐々木髙富
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１４１号
三重県伊賀市上野忍町2582番地の２　共生マンション206
破産者　オキ　アルナルドアパレシドこと　ＯＫＩ　ＡＲＮＡＬＤＯ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＯ
１　決定年月日　平成22年１月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２００４号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社グローバルコーポレーション
代表清算人　柴田　昭久
１　決定年月日　平成22年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１号
山梨県甲府市大里町1001番地
清算株式会社　株式会社デイ工房
代表清算人　小野　利彦
１　決定年月日　平成22年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
甲府地方裁判所

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１号
福岡市南区那の川１丁目23番30号
清算株式会社　株式会社九電工コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成22年１月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第１０１号
鹿児島市南栄３丁目１番地
清算株式会社　株式会社渕上ミクロ
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

包括的禁止命令

平成１９年（再）第２１８号
東京都文京区小石川２丁目３番22号
再生債務者　エスピーオカダ販売株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２１９号
東京都千代田区神田多町２丁目11番地
再生債務者　株式会社エスピーオカダ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４６号
東京都豊島区巣鴨５丁目14番７号
再生債務者　グラシアス株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第５号
神奈川県相模原市相武台１丁目24番７―304号
再生債務者　株式会社蒼鳳
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　南　　賢一
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６号
静岡県静岡市清水区真砂町４番24号
再生債務者　有限会社ピーサクセス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋小伝馬町14番５号メローナ日本橋703号　戸崎法律事務所　弁護士　戸崎　　透
平成22年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７号
静岡県静岡市清水区辻１丁目９番７号
再生債務者　エル・ケイ産業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋小伝馬町14番５号メローナ日本橋703号　戸崎法律事務所　弁護士　戸崎　　透
平成22年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第８号
静岡県静岡市清水区真砂町４番24号
再生債務者　株式会社ジーエル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋小伝馬町14番５号メローナ日本橋703号　戸崎法律事務所　弁護士　戸崎　　透
平成22年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
千葉県市川市市川１丁目15番14号
再生債務者　大木小四郎
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係